第3章 いじめの未然防止等の対策

区及び教育委員会は、基本理念(条例第3条)に基づき、区(同第4条)、 学校(同第5条)、保護者(同第6条)の責務並びに区民及び関係機関等(同 第7条)の役割を果たせるようにすべく、いじめの未然防止等について各々の 対策を以下に示し、これを確実に実行する。

1 板橋区の対策

(1) 板橋区の行動計画及び対策

● いじめを見逃さない街づくり

区は、地域ぐるみで子どもを見守り、子どもの健やかな成長を促すために、いじめの実態及び解決について共通理解を進める場の設定や、PTAや学校支援地域本部など学校に直接かかわる組織及び各町会・自治会並びに青少年健全育成地区委員会など地域にある組織で、より多くの大人が子どもと関わり、子どもの悩みや相談を受けとめられるような関係を日常的に築いていける体制づくりを推進する。

条例では、区民及び関係機関等の役割を明確にするため第7条に規定している。

【条例】第7条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

平成25年1月に策定した「いたばし未来創造プラン」に基づき、区の将来 展望を「東京で一番住みたくなるまちの実現」と見据え、生産年齢人口を増や し定住化を促すための「成長戦略」を構築し、それを基軸に施策を展開してい くことが重要になっている本区において、区が持つ"強み"や潜在力を存分に引き出すことが求められている。まちの魅力と活力を創出していくうえで欠かせない営みの一つとしていじめ問題対策を条例に位置付け、子どもをもつ保護者だけでなく、「住んでよかった、住み続けたい」と思ってもらえるような、子どもにとって安心で快適な「いじめを見逃さない街、いたばし」を整備していくため、学校、保護者だけでなく区民及び関係機関等が一体となって本区のいじめ問題に取り組んでいく。

● 板橋区いじめ問題連絡協議会の設置【再掲】

区は、いじめの未然防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例 第11条第1項の定めるところにより、「板橋区いじめ問題対策連絡協議会」 (以下、「連絡協議会」という。)を設置する。

連絡協議会は、定期的に区民に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。

なお、連絡協議会は板橋区長をその長とし、総務部、健康生きがい部、福祉部、子ども家庭部、学校、教育委員会事務局並びに医療、就労、法曹、警察等の子どもの健全育成に係る関係機関等及び区民をもって構成する。

● 重大事態の再調査等を行う区長の付属機関の設置【再掲】

区長は、法第二十八条第1項に規定する重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例第15条の規定に基づき、付属機関を設置し、調査を行う。

本付属機関は、板橋区長をその長とし、連絡協議会が兼ねることを基本とするが、状況に応じて弁護士、精神科医、心理士、福祉士等の専門的知識及び経験を有する者等を加えて構成する場合があるものとする。

なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害 関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を 確保する。

● 「保護者の責務」の徹底

法第9条に規定される保護者の責務については、「規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」とあることから努力義務と解されるが、保護者の第一義的責任に関しては、教育基本法(平成18年法律第120号)第十条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されていることから、併せて保護者の責務として積極的に啓発していく

こととなる。

保護者には、「自分の子どもがいじめられていないか」が気に懸るところであるが、「自分の子どもがいじめていないか」がより重要である。そのことを条例では第6条に保護者の責務として規定している。

【条例】第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義 的責任を有する者として、その保護する子どもに対し、いじめは行ってはならな いことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように、必要な指 導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する子どもが、他人を尊重し、大切にするように、子どもを養育するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの未然防止等のための施策に協力する よう努めるものとする。

● 「区民及び関係機関等の役割」の啓発

学校だけでなく、家庭や地域の大人が子どもたちを見守り、関わっていく中で、子ども同士の豊かな人間関係が育まれ、いじめをなくしていくことができる。また、いじめは、早く気づき、対処していくことが重要であり。そのため区民及び関係機関等の役割は重要である。

区民総がかりでいじめの問題を克服することを基本理念の一つに掲げており、家庭・地域においていじめの未然防止等についての理解を深めるため、「いじめ防止啓発チラシ」を作成し、区内の全家庭に配布するとともに、図書館や公民館など区施設にも配布し活用を図る。

(2) いじめの未然防止に係る対策

● 人権擁護委員による啓発活動への協力(政策経営部 広聴広報課)

人権擁護委員が学校及び区内において実施する各種啓発活動への協力体制 を強化する。

● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談業務(政策経営部 男女社会参 画課)

子どもが同居する家庭におけるDV (ドメスティック・バイオレンス) は、子どもに対して直接的な暴力はなくても子どもに著しい心理的外傷を与える児童虐待であると児童虐待防止法 (※注) に明記されている。このように、暴力が日常的に見られる家庭で育つことにより、子どもは、他者と基本的な信頼関係を結ぶことが難しくなったり、自分より弱い相手に対して暴力的な態度で接したりと、問題行動を引き起こす場合がある。

DV相談に際し、児童虐待も潜んでいると疑われる場合には、DV被害者への支援と併せて、子どもへの支援も視野に入れた対応が必要になるため、子どもの成長段階に応じて、子ども家庭支援センターや教育委員会等と連携しながら、いじめ等の原因となりうる問題について的確に対処していく。

(※注) 第2条第4号

● いたばし総合ボランティアセンター(区民文化部 地域振興課)

区内のボランティア・NPOの自主的・自発的な活動の推進、中間支援組織としての役割を担ういたばし総合ボランティアセンターの、夏季ボランティア活動体験における小学生対象のキッズボランティア事業では、子どもたちがボランティア活動の原則である「自ら考え、判断し、決定し、行動する自由意思」や仲間づくりの大切さを学び、様々な人々との関わりを通して人を思いやる心を育んでいく。

● 青少年スポーツ指導者講習会(区民文化部 スポーツ振興課)

スポーツ指導者、これから指導者を目指す区民を対象に行っている「青少年 スポーツ指導者講習会(年3回)」において、チームワークの向上に係る内容 も取り入れながら、子どものいじめの未然防止等に努める。

● いじめ防止啓発ポスターによる啓発(健康生きがい部 健康推進課)

乳幼児健康診査を実施している5健康福祉センターの健診会場にいじめの 未然防止等に関する啓発用のポスターを貼付する。

● 児童館職員の意識啓発(子ども家庭部 子ども政策課)

職員には、研修等の機会を捉え、子どもの心の発達や保護者支援について、 意識啓発を実施する。

● 児童及び保護者への啓発(子ども家庭部 子ども政策課)

児童館においては、様々な年代の子どもが活動を共にすることで互いを認め合い、豊かな人間性を育んでいく。また、子どもの保護者に対し必要に応じていじめの未然防止等について啓発する。

● 保育園での指導の充実(子ども家庭部 保育サービス課)

保育園生活において、大勢の子どもと生活を共にすることで互いに育ち合い、 豊かな人間性を育んでいく。また、子どもの家庭環境を把握し必要に応じて保 護者に助言を与え、保護者支援を行いながら保育園生活と家庭教育の調和を図 っていく。

● 保育園職員の意識啓発(子ども家庭部 保育サービス課)

保育園各所はそれぞれ基本方針を定めるとともに、職員には研修等の機会を 捉え、子どもの心の発達や保護者支援について、意識啓発を実施する。

【条例】第10条

2 保育所は、当該保育所におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

● 子ども発達支援センター(健康生きがい部 健康推進課)

子ども発達支援センターでは発達障がいやその心配のある子どもについて の専門相談を行っている。

発達障がいではその障がい特性を考慮し、個別の専門相談では、集団保育や学校生活の中で、いじめの未然防止のために保護者として配慮すべき点や対処方法のアドバイスを加えた相談を進めていく。

さらに子ども発達支援センターで実施する親支援のための教室や支援を必要とする子どもに関わる職員を対象とした研修では、いじめの未然防止や対応についてなどを盛り込んだ内容を加えていく。

(3) いじめの早期発見への対策

配偶者暴力相談支援センターにおける相談業務(政策経営部 男女社会参画課)【再掲】

子どもが同居する家庭におけるDV (ドメスティック・バイオレンス) は、子どもに対して直接的な暴力はなくても子どもに著しい心理的外傷を与える児童虐待であると児童虐待防止法 (※注) に明記されている。このように、暴力が日常的に見られる家庭で育つことにより、子どもは、他者と基本的な信頼関係を結ぶことが難しくなったり、自分より弱い相手に対して暴力的な態度で接したりと、問題行動を引き起こす場合がある。

DV相談に際し、児童虐待も潜んでいると疑われる場合には、DV被害者への支援と併せて、子どもへの支援も視野に入れた対応が必要になるため、子どもの成長段階に応じて、子ども家庭支援センターや教育委員会等と連携しながら、いじめ等の原因となりうる問題について的確に対処していく。

(※注) 第2条第4号

● 町会連合会の活動(区民文化部 地域振興課)

町会連合会は、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、各町会・自治会におけるパトロール活動など様々な活動を行っている。子どもたちを守ることも私たちの責務であり、いじめに関しても決して見逃すことができない社会問題として捉え、地域の子どもたちを見守っていく。

地域コミュニティーのさらなる活性化を図ることで住民同士のつながりを 深めるとともに、各町会・自治会において地域力を結集して、子どもたちが安 全で安心して過ごすことのできる地域社会を築いていく。

● 青少年スポーツ指導者講習会(区民文化部 スポーツ振興課)【再掲】

スポーツ指導者、これから指導者を目指す区民を対象に行っている「青少年 スポーツ指導者講習会(年3回)」において、チームワークの向上に係る内容 も取り入れながら、子どものいじめの未然防止等に努める。

● 児童館における職員間の情報共有(子ども家庭部 子ども政策課)

職員は、子どもの状況や内面をよく観察し、職員同士で子どもの情報を共有するとともに、職員配置等を考慮しながら連携して保育・指導にあたる。

● 子育て相談(子ども家庭部 子ども政策課)

児童館の活動の中での会話や子育てに関する相談において、指導員が積極的にいじめを認知することに努め、関係機関と連携して、助言・支援を行う。

● アンケート・ご意見箱 (子ども家庭部 子ども政策課)

児童館でのアンケートの実施やご意見箱の設置など、子ども・保護者がいじ めを訴えやすい体制を整える。

● 保育園職員間の情報共有(子ども家庭部 保育サービス課)

保育園の職員は、子どもの状況や内面をよく観察し、職員同士で子どもの情 報を共有するとともに、職員配置等を考慮しながら連携して保育・指導にあた る。

● 子どもなんでも相談(子ども家庭部 子ども家庭支援センター)

18歳未満の子どもについて、子ども自身の相談、保護者からの相談に応じ、 学校及び関係機関等と連携して、助言・支援を行う。

(4) いじめへの早期対応への対策

● 町会連合会の活動(区民文化部 地域振興課)【再掲】

町会連合会は、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、各町会・自治会におけるパトロール活動など様々な活動を行っている。子どもたちを守ることも私たちの責務であり、いじめに関しても決して見逃すことができない社会問題として捉え、地域の子どもたちを見守っていく。

地域コミュニティーのさらなる活性化を図ることで住民同士のつながりを 深めるとともに、各町会・自治会において地域力を結集して、子どもたちが安 全で安心して過ごすことのできる地域社会を築いていく。

● いじめ防止啓発ポスターによる啓発(健康生きがい部 健康推進課)

板橋区医師会・歯科医師会を通じて、各医療機関にいじめ防止に関するポスターの掲示等を依頼する。

● 認知症サポーター養成講座 (健康生きがい部 おとしより保健福祉センタ ー)

「認知症サポーター」とは、認知症の人たちを温かく見守って応援する人のことで、区ではその認知症サポーターの養成に力を入れている。

認知症は脳の病気であり、高齢になるにつれ誰でも発症する可能性があること、家庭や近隣などの身近なところに少なからず存在し、私たちとともに生活していることなど、認知症についての正しい知識や接し方、支えあう気持ちなどについて、子どもの頃から認識することが大切である。

小学校高学年ぐらいの児童には、寸劇やロールプレイなどの体験によって認知症の方の気持ちを理解し、グループワークなどで接し方や対応について話し合ってもらう。この講座をとおして、人を思いやる心やお互いに支えあう気持ちについて考える機会となり、友達同士でも普段から思いやりや寛容の心で接し、協力し合って生活することの大切さを学ぶことができる。

民生・児童委員協議会(福祉部 管理課)

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、地域の中で社会奉仕の精神をもって、援助を必要とする方の様々な相談に応じ、区や関係機関への橋渡しを行うなど、悩みごとの解決を支援し、社会福祉の増進に努めている。

いじめについても、決して見逃すことのできない社会問題として、学校等の 関係機関への連絡通報、また、学校等の関係機関と連携して、相談・支援を行っていく。

● 保育園での指導の充実(子ども家庭部 保育サービス課)

子ども同士のトラブルを発見した際には、よく話を聞きながら子どもの思いを受け止め、また、相手の思いに気づくように促したりしながら解決方法を子どもと一緒に考えていく。必要に応じて保護者に状況を伝え、解決に向けて情報を共有する。

● 児童館における対応 (子ども家庭部 子ども政策課)

子ども同士のトラブルを発見した際には、よく話を聞きながら子どもの思いを受け止め、また、相手の思いに気付くように促しながら解決方法を児童と一緒に考えていく。必要に応じて、子ども同士の関わりについての配慮を行うとともに、保護者へ状況を伝え、解決に向けて情報を共有する。

困難なケースについては、学校、児童相談所、警察などの関係機関にも相談 し、連携して解決にあたる。

● 子どもなんでも相談(子ども家庭部 子ども家庭支援センター)

子どもや保護者から相談を受けた際には、状況に応じて学校や教育委員会など関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、解決に向けた支援を行っていく。

(5) いじめの未然防止等に係る関係機関等

● 東京都児童相談センター・児童相談所(東京都)

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満の子どもに関する相談について、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、本人・家族・学校の先生・地域の方々などからの相談にもあたっている。子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関である。

また、児童福祉法施行規則に基づき、都道府県知事が設置した児童相談所の うちの一つを、他の児童相談所を援助し、その連絡を図るために、中央児童相 談所に指定することとされている。東京都では、児童相談センターを中央児童 相談所として位置づけている。

● 精神保健福祉相談(都立精神保健福祉センター)

精神保健福祉センターでは、精神保健福祉相談として、こころの健康、こころの病気に関する相談を関係機関と協力して実施している。

● 警視庁少年相談室(区内警察署)

警視庁少年相談室では、少年自身をはじめ、保護者や学校関係者などからの 困りごと全般について、専門の相談員(心理職)と、少年問題に詳しい警察官 が相談に応じている。

2 板橋区教育委員会の対策

(1) 板橋区教育委員会の理念及びいじめの未然防止等に係る組織

● いたばし学び支援プラン(板橋区教育振興推進計画)

教育委員会は、新たな教育課題に的確に対応し、子どもたちがいきいきと学び豊かな将来を築けるように、平成20年7月、これからの教育の中長期的な方向性を示す「いたばしの教育ビジョン」を策定した。この教育ビジョンでは、将来のより良い社会を構築するうえで教育の果たす役割が非常に大きいとの認識のもとに、子どもたち自身が発達段階に応じて必要な力を身につける重要性を述べるとともに、子どもたちの成長を支える大人たちも変わっていかなければならないとの基本的な考え方を示している。

この教育ビジョンの実現に向けて、家庭、学校、地域、教育委員会がそれぞれの役割を見直して、連携・協同することをめざす方向と定めている。

なお、「いたばし学び支援プラン」は、板橋区の子どもや家庭・学校・地域 のあるべき姿「いきいき子ども! あたたか家族! はつらつ先生! 地域が 支える板橋の教育」の実現に向けた推進計画である。

教育ビジョンの5つの柱

- 柱1:幼稚園・学校は、子どもたちの未来を担う力を引き出し、夢へつなげます。
- 柱2:家庭は、子どもとともに育ちながらやすらぎを与え、好ましい生活環境や規範意識を身につける場としての役割を果たします。
- 柱3:教職員は、子どもと向き合い、子どもの現在だけでなく将来をも意識し指導力向上に努めます。
- 柱4:地域は、「地域の子どもは地域が育てる」との意識で子どもの育ちを 支えます。
- 柱5:教育委員会は、教育現場を大切にし、子どもの育ちや家庭・教職員・地域の教育を支えます。

(「いたばしの教育ビジョン」平成20年7月)

● 板橋区いじめ問題専門委員会の設置(再掲)

教育委員会は、前項に示す連絡協議会との円滑な連携のもとに、基本方針に基づく板橋区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、条例第11条第4項の定めるところにより、「板橋区いじめ問題専門委員会」(略称ABC=Anti-Bullying Committee)(以下、「専門委員会」という。)を教育委員会の付属機関として設置する。

専門委員会は、定期的に連絡協議会に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。

なお、専門委員会は、学識経験者、学校、PTA、児童相談所、板橋区管内警察署、教育委員会事務局(教育相談所、学校緊急対応チームSTARTを含む)、の関係諸機関等で構成する。

(2) いじめの未然防止への対策

● 教職員の指導力向上

いじめの未然防止の取組を着実に進めるため、日々の授業や行事を改善する中で、いじめが生まれにくい環境をつくることが大切である。日々の未然防止の取組を積極的に進めるには、まだ表面に現れていない子どもの課題を発見する試みと、そこで明らかになった課題を解決していくための計画的な取組が重要になってくる。

子どもの現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等(客観的に測定でき、繰り返し実施可能かつ比較可能な尺度)で把握し、いじめの兆候等の課題を発見した場合には、その課題を解決する手段や目標を設定し、一定期間終了後に、目標の達成状況を把握それぞれについての適否を検証する意識が必要である。

また、どの子どももいじめに巻き込まれて被害者にも加害者にもなり得るということからは、人間関係を良好に保ち、プレッシャーをはねのけられる子どもに育てることが大切である。子どもの生活体験や社会体験の乏しさは、単なる知識やスキルの提供では追いつかなくなっていることから、全ての子どもに充実した集団体験を提供する。トラブルが起きることも含めて集団というものを受け入れ、トラブルを回避するために自分はどうすべきかに気付くこと、また集団内の他者から認められる喜びに気付き、最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること、そうした集団体験を確実に積み重ねていくことが、いじめに向かわない子供を育てることにつながる。そのためには、日々の授業や保育をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫していくことが必要になってくる。

さらに、主体的かつ共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自尊感情」や自分を認めることができる「自己肯定感」を子ども一人一人が感じ取れる場や機会をつくって取組を進めることができれば、いじめに向かう子どもを減らすことができる。

「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるためには、子どもが成長する見通しを もって、励まし、認めるような働きかけを行うとともに、子ども同士が互いに 認め合えるような意識を育み、その環境をつくっていくことが、教師に求めら れる。

学校及び教育委員会は、条例第10条に基づき、当該学校におけるいじめの 未然防止等のための対策を講じるとともに、教職員一人一人への指導力向上を 図り、いじめ問題に対応できる能力を育てていく。

● 人権教育の推進

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成することを通じて、いじめ等の生活指導上の諸問題の未然防止に努めることが重

要である。

いじめ問題の解決に当たっては、人権侵害行為の存在や人権相互間の調整を 必要とする問題である可能性の存在を念頭におき、人権教育を基盤とした生徒 指導を実施することが大切である。

教育委員会は、いじめ等他の人を傷つけるような問題が起きた時には、人権 を尊重する観点から、これらの行為を看過することなく、学校全体として適切 かつ毅然とした指導を行うよう各学校を指導・助言する。

また、学校では、人権教育が各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進されるものであることに鑑み、人権が尊重される学校・学級となるよう学校訪問の際に学校・学級の実態を把握し、適切な指導をする。

● 「協同学習」の導入による学級づくり

学校(幼稚園を除く。)では、「小集団の全員が一つの目標を達成するために、個々の小集団のメンバーがともに無くてはならぬ存在として活動し合っていくこと」という考え方に基づく「協同学習」を視点として授業を進めるようにしている。

学校は、学級集団を小集団に分け、その小集団内で互恵的な相互依存関係をもとに、「協同学習」を授業改善の視点として取り入れ、旧来のグループ学習でない異質なメンバーで編成される一定の人的関係の中での個人の責任や社会的スキル、集団を改善する手続き等を身に付けながら、相互協力関係・信頼関係を築いていけるようにする。

集団内の相互的依存関係をもとに、協同的な学びを機能させるために、自分の働きが他者のためになっていることと同時に他者の働きが自分のためになっていることを理解していく。その中で、互いに知り合い、信頼し合い、正確なコミュニケーションを交わし、受容し合い、支え合い、対立をも建設的に解決する技能を子どもが持てるような経験をさせていくことを通して、相互がかけがえのない存在であることに気づかせていく。

● 体験活動の推進

人間関係をうまく作れない、集団生活に適応できない子どもの増加やいじめの陰湿化に代表される規範意識の低下、物事に創意をもって取り組む意欲の欠如など、これまで見られた問題の深刻化とともに新しい教育課題の発生も指摘されているところである。これらの課題は様々な要因が絡み合って生じているものと考えられるが、問題の背景として、

・身体全体で対象に働きかけ、関わっていく体験活動では、「見る(視覚)」 「聞く(聴覚)」「味わう(味覚)」「嗅ぐ(嗅覚)」「触れる(触覚)」を働かせ、物事を感覚的にとらえる。

- ・地域に住む人々との交流を経験することで、共存の精神、自他共に大切に するということを学んでいく。
- ・情報化社会にあっては、情報を得ることが以前より非常に容易になるとともに、子どもが膨大な量の情報に晒され、情報の取捨選択が困難になるとともに、子どもが一つの物事に集中して考えたり、あれこれ思いをめぐらせたりする機会が減っている。
- ・地域コミュニティーが衰退するとともに、家庭の教育力の低下が指摘され、 本来は地域や家庭において育まれるべき早寝・早起きなどのしつけや基本 的な倫理観・社会性の育成などが十分なされていない。

などがあげられる。

学校は、学校において体験活動を実施することにより、様々な体験を通じて、 児童・生徒の社会性や豊かな人間性を育む。核家族化や情報化など、社会環境 が変化していく中で、子ども達が様々な体験をする機会が減少しており、こう した経験の不足も昨今のいじめの要因として指摘されていることから、様々な 自然体験や社会奉仕体験等を学校教育活動に適切に位置付け、道徳や特別活動、 総合的な学習の時間、各教科と関連させて効果的な取組を進める。

● 情報モラル教育の推進

社会における情報化が急速に進展する中、インターネット上の非公式サイトや「掲示板」への書き込みによる特定の子どもをターゲットにした誹謗・中傷が集中的に行われたり、SNSなどの利用による仲間外しが行われたりすることなどに起因していじめが発生するという情報化の影の部分への対応として必要である。

教育委員会及び学校は、小学校低学年段階から保護者等と連携して、情報モラルを確実に身に付けインターネットを通じて行われるいじめ等を防止するため、携帯電話及びスマートフォン等の利用に関する研修会を開催するなど、いじめ等を未然に防ぐための児童・生徒への情報モラル教育の指導とともに、携帯電話等を買い与えている保護者の責務について啓発を図る。

また、保護者に対して、「携帯電話の必要性・危険性について子どもとしっかりと話し合い、必要がない限り持たせることがないようにする。」「持たせる場合には、利用に関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底する。」「特に、フィルタリングについては、その必要性を理解・認識し、子どもが利用する携帯電話等には必ず設定していく。」などについて啓発していく。

● 適正な学校評価の実施

教育委員会は、いじめの問題に関する学校評価について必要な指導・助言を 行うに際し、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価す るのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、児童・ 生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組めるようにする。

また、各学校における教員評価への指導・助言に際し、いじめの有無やその 多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童・生徒理解、未然防止や早期 発見、いじめが発生した際には、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的 な取組等が評価されるよう各学校に適切に指導・助言する。

● 生徒会交流会・いじめ防止シンポジウムの開催

教育委員会及び学校は、子どものいじめ根絶に懸ける願いを実現させ、いじめに対する理解を深めるとともに、児童会・生徒会活動による自主的な取組の促進を目的とする。全中学校生徒会役員による「いじめ防止シンポジウム」を実施し、学校、保護者、地域及び教育委員会が一体となったいじめ防止等に関する啓発活動に取り組む。

また、中学生が作成したいじめ防止等に関するポスターを各小中学校に掲示して、全区的な取組となるよう支援する。これを受けて各小学校の児童会等でもいじめ防止の取組を実施する。

● 保幼小中連携「学びのエリア」による情報共有化

教育委員会は、保育所や幼稚園、小学校、中学校といった段階ごとに、いじめ等の原因ともなりうる小1プロブレムや中1ギャップなどの新たな教育課題へ効果的に対応するため、中学校23校を核とした同一学校域内にある複数の保育園・幼稚園・小学校を「学びのエリア」と定め、連携した教育を実施する。

● いじめ・体罰防止等研修の実施

教育委員会は、人を思いやる心や他の人を大切にする態度などを育成する教育を推進する教職員の資質向上を図るため、各学校の校長、副校長、生活指導担当教員をはじめとした教職員対象の研修会を実施する。

学校は、いじめ防止対策推進法等で示される取組を教職員が確実に行えるようにするために、年間3回のいじめに関する校内研修会の充実を図る。また、教育委員会は、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の派遣や、いじめの防止に関して指導・助言できる者などの人材に係る情報提供を行う。

● いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための授業の実施

学校は、子どもが定期的にいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道徳の時間、学級活動や児童会活動・生徒会活動などの特別活動において、年に3回以上「いじめに関する授業」を実施し、土曜授業プラン等に位置付けるなどして年に1回以上公開する。

● 保護者に対するいじめ事例研修の実施

いじめの原因は、加害者・被害者どちらにも家庭教育や子育ての経過が影響している事例が少なくない。その事実に保護者が気付き、条例に規定する保護者の責務を認識したうえで子育てをしていくことが、少しでもいじめをなくしていくための大きな要素となりうる。いじめの被害者だけでなく加害者にもならないような子育てが重要である。子どもの生活時間のうちの75%近くを学校生活以外で過ごしていることを保護者としても見過ごさず、保護者のいじめに対する認識を啓発していく必要がある。

そのため、PTA或いは地域ごとのPTA組織を活用しての研修会を、いじめ問題に関する専門家を交えて開催する。研修会については教育委員会が協定を結ぶ大学などとの連携を図るなどして実施し、いじめの事例研究やいじめに係るPTA活動の在り方について検討していく。

● いじめ問題対策推進校(モデル校)の指定

いじめの発生・深刻化の予防やいじめ被害にあっている児童・生徒の発見、よりよい学級集団づくりに努めることを研究する学校を、今後、モデル校として指定することについて検討する。モデル校では、児童・生徒の学校生活への意欲や学級に対する満足度を把握するため、心理検査であるハイパーQU(Questionnaire-Utilities)を年間2回以上活用する。ハイパーQUの実施により、教師の日常観察や面接では把握できない学級内の児童・生徒一人一人の状態や学級集団の状態と個々の生徒との関わりが分かるようになることから、いじめの無い学級集団作りを推進する。

なお、モデル校の実績に基づき、ハイパーQUの全小中学校への導入についても検討していく。

● 「保護者の責務」の徹底【再掲】

いじめの未然防止について、子ども、保護者、学校がともに、「子ども同士が互いを大切にしようとすること」、「先生がいじめに対してしっかりと指導すること」、「家でも悪いことは悪いという態度を育てること」が大切である。保護者には、家庭の教育力の向上に向けた取組を学校から発信し、子どものより良い成長を支えていかなくてはならない。

学校では、保護者会等を活用した情報の共有とともに、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。いじめの兆候が見られた場合、事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。いじめの問題を、子どもと保護者との関係を見直す機会とするよう保護者に助言する。

(3) いじめの早期発見への対策

● いじめ実態把握調査の実施

教育委員会は、いじめの実態把握、早期発見のため、板橋区立小中学校全校の児童・生徒に対して、アンケート方式による調査を実施する。本調査は、毎年度、6月、11月、2月のふれあい(いじめ防止強化)月間に合わせて行う。なお、本調査期間には体罰に関する調査も同時に実施し、教職員の不適切な言動が児童・生徒のいじめを是認する態度や行動となって表面化することを未然に防ぐ。

● スクールカウンセラーによる全員面接

教育委員会が全校に配置しているスクールカウンセラーは、いじめの認知件数が増加する小学校第5学年及び中学校第1学年については全員面接を実施し、子どもが躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

● 相談通報窓口の開設

教育委員会は、いじめ等に関する相談及び通報の総合窓口を改めて開設し、 児童・生徒をはじめ区民に周知・明確化する。子ども家庭支援センター及び児 童相談所等の関係諸機関の紹介も含めて、いじめを受けている子どもやその保 護者、また、関係者にいじめ問題の解決に悩む学校への積極的な支援を行う。

● 「いじめ見逃しゼロ」宣言

教育委員会は、「いじめは、どの子どもにもどの学校にでも起こり得る。」との認識に立ち、土壌にあるいじめの種を除去するのではなく、地面に表面化したいじめの芽を早期に摘みとるために「いじめの芽があるか見逃しゼロ」「いじめに気付いても見過ごしゼロ」「いじめが起こっても見送りゼロ」を学校に徹底する。

● いじめ・体罰防止等研修の実施

教育委員会は、人を思いやる心や他の人を大切にする態度などを育成する教育を推進する教職員の資質向上を図るため、各学校の校長、副校長、生活指導担当教員をはじめとした教職員対象の研修会を実施する。また、あいキッズ職員に関しても子どもの人間関係及び行動に注意を払い、必要に応じて学校への情報提供を行えるよう研修を通じて徹底する。

さらに、各学校における校内研修会の充実や対応の適正化を図るため、心理 や福祉等に関する専門的知識を有する者の派遣や、いじめの防止に関して指 導・助言できる者などの人材に係る情報提供を行う。 学校は、子どもが発する「いじめられているサイン」を見逃すことの無いようにするなど、いじめの早期発見に関する研修を実施し、教職員として適切な対応ができる能力を高める。

● 学校教育相談 基礎研修及び発展研修の実施

教育委員会は、学校教育相談についての基本的な考え方や幼児・児童・生徒理解の方法と対応等について研修を実施する。基礎研修修了者には、発展研修として事例研究を通した問題行動の理解と対応、具体的な解決方法について研修していく。

● 学校ネットパトロール

教育委員会は、インターネットを通じて行われる隠れたいじめへの対応として、学校非公式サイト(いわゆる「学校裏サイト」)についてネットパトロールを実施することにより、いじめ問題となりうる情報の書き込み等が発見された場合には、学校と連携して適切な対応を行う。また、不適切な書き込み等に関してはサイトからの削除を図る。

● 児童会活動・生徒会活動の充実

学校及び教育委員会は、互いの人権が尊重されて、誰もが安全で安心な学校生活を送れるようにするために、集団づくりの延長線上に児童会・生徒会活動を位置付ける必要がある。集団づくりを基盤に置いた活動として学校生活に係る悩みや問題を取り上げたり、意見をまとめたりしながら、だれもが安心できる学校にするための活動を進める。また、障がいのある子どものことを理解し、一緒に楽しい学校生活を送れるような学校づくりを進めていく。

● 「土曜授業プラン」への区民の参加

学校及び教育委員会は、より多くの保護者及び区民に学校の教育活動を積極的に開くことにより、学校に対する信頼を高め、連携と協力により、これまで以上に「地域が支える 板橋の教育」(板橋区教育振興推進計画より)を進めるため、地域の多様な人材を招いた授業の実施等により、「土曜授業プラン」を実施する。

● いじめメール相談

現在、いじめ電話110番を設置しているが、身近に情報ツールが普及しているため、板橋区立小・中学校の児童・生徒を対象に、パソコン、携帯電話・スマートフォンを利用した「いじめメール相談」を受信できるシステムを設置する。これまでの面接相談及びいじめ電話110番に加えて「いじめメール相談」を併用し、いじめの相談をしやすい体制をつくる。

板橋区立小中学校の児童・生徒の困り事や悩み事を24時間体制で受け付け、 状況によっては子ども家庭支援センターや保健所などの関係機関等との連携 をしながら相談があったいじめの解決策を考えていく。

ただし、電子メールによる相談については、利用する子どもたちがメールの特性を理解し相談するよう「メール相談の書式を定める(字数制限含む)」、「返信までの標準的な時間を定める」、「緊急の相談には電話相談を利用すること」、「文面だけの情報なので必ずしも十分に想いが伝わらないことがあること」などを明らかにし、面談による相談に移行して解決していくようにすることが肝要である。

● 「いじめ投書箱」の設置箇所増

いじめの原因やその発生場所は、放課後や学校休業日に過ごす児童館や図書館などの教育施設、塾や習い事、地域行事等の地域で過ごしている時間帯にも無視やからかい、ひやかしなどのいじめが発生する場合も考えられる。その場合必ずしも同じ学校に在籍する児童・生徒間のいじめには限らない状況にある。

現在、板橋区立の全小中学校には、「いじめ投書箱」や「生徒会ポスト」が設置され、板橋区立小中学校の児童・生徒が利用することができるが、そのほかの「子ども」は利用できない状況にある。「いじめ投書箱」を図書館等の教育施設等に設置し、いじめの早期発見、早期対応に役立てるようにする。

● 24時間相談窓口の設置

一般的な来所による対面的な相談業務のほか、来所できない相談者への便宜を図るとともに、相談者のニーズに合わせ多様な相談チャンネルを用意するという観点で、電話相談や電子メールによる相談活動を行っている。教育委員会事務局の「いじめ相談110番」、子ども家庭支援センターの「子どもなんでも相談」、また警察では「ヤングテレホン」、法務局では「子どもの人権110番」、東京都教育相談センターの「いじめ相談ホットライン」、社会福祉法人による「いのちの電話」などが代表的である。電話相談は、専門性を有する民間団体が、相談に応じるスタンスを明確にして、様々な分野で有益な取組を行っている。

いじめを受けている子どもは、昼間は他人の目があって相談しにくい状況にあると考えられる。夜間にも誰にも知られずに相談したいというニーズに対応するため、民間法人の持っている電話相談についての専門性・実績を評価して、業務委託していくことも積極的に検討していく。

なお、民間法人と連携する場合においては、児童・生徒の問題行動等への対応・その解決を図るという機能は重要であることから、一定のルールやガイドラインを定めるなど相応の対応をしていく。

(4) いじめの早期対応への対策

● 学校緊急対応チームSTART

教育委員会は、区立の幼稚園や小中学校の教育活動のさまざまな問題について、迅速に対応し、学校と共に課題解決に当たることを目的にしたSTARTを設置し、いじめを受けている児童・生徒及び保護者からの相談を受け付け、学校と連携しながらいじめ問題の解決に向け、必要な協議や相談などの具体的な対応を行う。

(『START』=学校緊急対応支援チーム=School Troubles & Accidents Rescue Team の略称。)

● いじめ110番

教育委員会は、いじめを受けている児童・生徒や友人がいじめを受けていると感じている児童・生徒、いじめ問題に悩む保護者からなどの相談を受け付けるため、直通電話を設置し、知り得た情報をもとに学校と連携しながらいじめ解決に向けた具体的な対応を進める。

● 教育相談所

教育委員会は、教育相談所を設置し、「友達とうまく遊べない」「いじめを受けている」など子どもの教育に係る問題について臨床心理士や言語聴覚士が相談に応じ、いじめ問題の解決を図るため、必要に応じて学校や関係機関との連携を図りながら対応を進める。

● スクールカウンセラーの配置

区立小中学校には、いじめの深刻化など、児童・生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家であるスクールカウンセラーを東京都から全校に配置(年35回勤務)する。

スクールカウンセラーは、いじめの認知件数の増加する小学校第5学年及び中学校第1学年については全員面接を実施し、子どもが躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

なお、天津わかしお学校は、区教育委員会から派遣する。

● サポートチーム

重大事態が発生した場合やその可能性がある場合には、犯罪行為にあたるとの認識の下、警察への早期相談・通報の周知徹底や警察官経験者等の配置による警察との連携強化、児童相談所や民生・児童委員、民間団体等の協力を得て

組織するサポートチームの活用促進などにより早期解決を目指し、いじめられている子どもを守り抜く。

● いじめ対応マニュアル等の作成

専門委員会において日常的ないじめ対策について協議し実施した情報交換 や、文部科学省等の指導資料に基づき、「いじめ初期対応マニュアル」(仮称) を作成し、全教職員に配布しその活用を研修等で図っていく。

また、「いじめ未然防止マニュアル」「いじめ早期発見マニュアル」(いずれも仮称)を作成し、保護者及び区民・関係者に配布し、いじめの未然防止等に関する啓発をしていく。

● いじめ対策アドバイザーの配置

教育委員会事務局に「いじめ対策アドバイザー」を配置する。いじめ問題が発生した場合、速やかに学校、家庭等に派遣し、直接いじめ問題の解決にあたる。アドバイザーは、いじめ問題の解決等に関した専門的の知識を有する区非常勤職員とする。(現在は、学校緊急対応チームがその機能を担っている。)

● スクールローヤー制度の導入

ほとんどの学校現場で、児童・生徒の事故対応や住民からの苦情など様々な問題の対応に苦慮し限界を感じているものの、外部からの援助が得られていない場合がある。いじめ問題の解決が困難な状況に際して、クレーム対応と相談窓口を兼務する「スクールローヤー制度」を導入する。「スクールローヤー制度」では、いじめ問題に限らず学校現場で起きる法律相談にも対応できるようにしていく。

業務協定を結ぶ板橋法曹会の協力のもと、法律の専門家の弁護士から指導、助言を得ることにより、問題の未然防止と早期解決に役立てる。

学校が学習指導や生活指導などの本来業務に専念し、子ども一人一人に教師が向かい合い指導できるように教育委員会として支援していく。また、本制度の導入によって学校現場の対応能力も向上することが期待できる。(現在は、学校法律相談がその機能を担っている。)

(5) いじめの未然防止等に係る関係機関等

① あいキッズ

あいキッズは、校庭や体育館等の学校施設を活用して、子どもが一緒に自由遊びや体験交流活動などを行っており、いじめが発生する場になる可能性が高い。あいキッズへ登録する全ての子どもが交流できる時間や場面を充実し、子どもが安心して遊べる安全な居場所や様々な活動ができる場所を提供して、健やかな児童の成長に資する意味では、学校とほぼ同様の責務があると解するべきである。そのため条例第10条第2項には、あいキッズの基本方針を定める規定をしている。

あいキッズは、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営する放課 後対策事業であるので、その性格上、必ずしも教育機関とは言い切れない が、教育活動に準ずる内容を実施しているという意味では、あいキッズ職 員は学校の教職員と同等の意識を持ち、子どもの健やかな成長を願ってい じめの未然防止等に対応していく。

【条例】第10条

3 区は、あいキッズにおけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

② PTA連合会

いじめは、学校による指導だけでは解決できない社会問題である。したがって、学校の取組をより有効にするため、PTA連合会は、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。

また、教育委員会とともに教育懇談会を実施し、PTAの役員を中心としていじめの未然防止等について、その役割を認識し合い、家庭教育学級やPTA広報誌などにより啓発を行う。PTAと実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図るとともに、いじめの問題への対応の方針等についても十分協議する。

さらに、学校と地域の連携により、校内外に渡って子どもが区民やほかの子どもの保護者と接する場面を増やすことによって、子どもに地域の様々な大人が見守ってくれていることに気づかせていく。

法及び条例に保護者の責務が明示されたことから、各々の保護者がその 責務を十分に認識できるように努める。

③ 学校支援地域本部

家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる態勢を整

えることを目的として作られた仕組みである学校支援地域本部は、学校への授業支援、読み聞かせ、学校図書館や花壇等の環境整備を始め、体力テストの補助、放課後の個別指導や補習教室の補助など、子どもとの直接的な関わりも深い。これらの活動を通して、いじめをしてはいけないことを示唆していじめの未然防止に寄与したり、活動中の子ども一人一人の表情等を把握していじめの早期発見に努めたりするなど、いじめがどの子にも起こりうることを意識してボランティア活動を行っていく。

また、地域コーディネーターは、学校支援地域本部を取りまとめ、ボランティアに携わる者に対して自らが研修等を通して学んだスキルやノウハウを伝えていく。

④ 青少年委員

教育委員会が委嘱する非常勤職員として活動し、ジュニアリーダー体験学習事業などを実施する。ジュニアリーダー体験事業では、地域行事への参加を通し、将来の地域活動の担い手を育成することを目的として、体験の場や異世代交流の場を提供し、あいさつの推進を通して、子どもと地域とのつながりを深め、豊かな人間関係と思いやりの心を育むことで、いじめの未然防止に努める。また、子どもの悩みや相談を受けとめられるような関係を日常的に築くことで、いじめの早期発見に努める。

⑤ 青少年健全育成地区委員会

区内18の青少年健全育成地区委員会では、各地区の特性に合わせてキャンプ、ドッジボール大会、こどもまつりなどの事業を、町会・自治会の代表者、青少年委員、スポーツ推進委員、保護者、学校の教職員とともに展開し、チームワークの大切さや思いやりの精神を育む。そして、子ども同士が学校の枠を越えて一堂に会することのできる機会を通じて、他人の考えを尊重するなど豊かな人間性をもった青少年の育成に取り組むことで、いじめの未然防止に努める。

⑥ 学校開放協力会

保護者、町会・自治会、青少年健全育成地区委員会、青少年委員等地域関係者やボランティアなどで構成された学校開放協力会が実施する「いきいき寺子屋プラン」では、地域や保護者の特色を生かした事業を学校ごとに展開している。子どもの居場所づくりにとどまらず、子どもの健全育成や地域のコミュニケーションの向上に寄与し、子どもが、心身ともに健やかで人間性豊かに成長できる安全・安心のまちづくりのための事業展開を通して、いじめの未然防止・早期発見に努める。